

担い手通信 第1号

【平成30年度】
平成30年7月発行

浜松市担い手育成総合支援協議会
(事務局) 浜松市 農業振興課



いきいきファーマーロゴマーク

○浜松市担い手育成総合支援協議会は、平成18年に認定農業者等の担い手を支援し、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の具体化に向け経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体を育成することを目的として設立されました。

○浜松市内の認定農業者数は、平成30年5月現在 **1,139** 経営体です。
(中・東・南区 113 / 西区 243 / 北区 594 / 浜北区 120 / 天竜区 69)

○お知り合いに認定農業者になりたい方、ご興味をお持ちの方がいらっしゃいましたら、農業振興課の下記窓口をご紹介ください。

● CONTENTS ●

- | | | |
|---|---------------------|-------|
| 1 | 浜松市認定農業者協議会からの報告 | P2~P7 |
| 2 | マダニに咬まれないよう注意しましょう! | P8 |
| 3 | 農業者年金のおしらせ | P8 |

● 浜松市担い手育成総合支援協議会 ●

<中・東・西・南区>	農業振興課	担い手支援グループ	(浜松市役所内)	TEL: 053-457-2331
<北区>	農業振興課	北部農業グループ	(北区役所内)	TEL: 053-523-1113
<浜北区>	農業振興課	浜北農業グループ	(浜北区役所内)	TEL: 053-585-1117
<天竜区>	農業振興課	天竜農業グループ	(天竜区役所内)	TEL: 053-922-0030

1 浜松市認定農業者協議会からの報告

平成30年7月吉日

市内認定農業者及び認定新規就農者の皆さん
浜松市認定農業者協議会 会員 各位

浜松市認定農業者協議会
会長 影山 雅也

農林水産省との意見交換会における検討課題及び政策提言等について(報告)

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

会員の皆さまにおかれましては、日頃より認定農業者協議会活動にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、浜松市認定農業者協議会では、さる2月21日(水)に協議会事業「農業に関する課題等の検討及び解決策の具現化」の一貫としまして、役員が農林水産省を訪問し、意見交換会・政策提言活動を実施しました。

また、関係機関への問い合わせを実施し、それをもちまして、会員の皆さまからご提供いただいております、地域農業の課題、意見交換の議題や政策提案、要望・意見等について、別添「要望及び照会事項とりまとめ資料」のとおり報告させていただきます。

なお、協議会未入会の市内認定農業者及び認定新規就農者の皆さまにも、協議会活動のPRの一環として報告させていただきます。この機会に協議会への入会をご検討ください。

今後とも、認定農業者協議会の諸活動につきましてご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【問合せ】

浜松市認定農業者協議会

(事務局：浜松市農業振興課)

電話 053-457-2331

FAX 050-3737-9278

認定協からの回答

No.	地域農業の課題や要望および政策提言	認定協からの回答
1	農地の中に住宅が増えてきて、大規模農業に適さない農地が増えているのが現状です。農地の交換等が安価で簡単にできるようにして優良農地を守ってほしい。	浜松市農業委員会事務局に問い合わせたところ、「農地の価格について介入することは難しいが、農地の集約については中間管理事業を中心に実施しています。また、農地の転用、売買等については農地法及び農業振興地域の整備に関する法等に基づき優良農地の維持に努めてまいります。」との回答でした。
2	労災保険の保険料率が高く、農業経営費の圧迫要因となっています。労働者すべて一律の保険料率とすることはできないでしょうか。	農業の労災保険料率は、H27.4.1以降は「1.3%」となっております。この保険料率は、業種毎に過去3年間の災害発生状況を考慮し、原則3年毎に改定されるため、保険料率の低減には、農作業事故を減らしていく必要があります。農業の料率は全54業種の平均料率「0.45%」に比べ高くなっており、農作業事故の防止対策の一層の取り組みが必要です。労災保険は厚生労働省所管となりますので、要望の取扱いについては今後検討してまいります。
3	南区地域では、土木業者が砂利を採取するために農地を掘り起こし、砂利を採取した後、別の土で埋め戻すため、そのあとの農地は水はけや土質が従前と違ってしまい、農地としての使用が難しくなる事例が起っています。	砂利採取事業は、市の許可手続きと同時に、土地所有者と事業者との契約行為によって進められております。事業後の問題が生じないように、契約時に事業の内容をしっかりと確認することが必要かと思えます。万一、当事業を行う場合には、利用権設定農地では、一旦解約が必要なことから、利用権設定で借りている農地の地主が事業を検討している場合には、地主とよく話し合ってください。また、これから農地を借りる際には、その農地の履歴を十分地主に聞き取り、過去の砂利採取の有無を確認してから判断することが必要です。
4	南区地域では、太陽光発電による農地転用が相次いでおり、農地集約の足かせとなっています。農地転用の情報を事前に把握することはできないでしょうか。	太陽光発電設備を設置するために農地転用する場合は、原則として、農地法の規定による許可が必要となります。その際、優良農地を確保する観点から、設置しようとする農地の状況（農地区分等）に応じ、許可の可否を判断しています。なお、農地転用の情報は個人情報となりますので事前に情報提供することはできません。（市担当課より）
5	国の補助事業（例えば経営体育成支援事業など）について、浜松市は配分基準ポイントが不足し事業採択されない状況が続いています。ついては、認定農業者協議会や農業経営士会の役員として活動している農業者については、それらの活動について「地域貢献活動の実施」として配分基準ポイントの加点要素として新たに設定することはできないでしょうか。	経営体育成支援事業等の国庫補助事業の配分基準ポイントについて、協議会活動等の地域貢献ポイントの新設や作目ごとでポイントに偏りがでないよう制度の見直しができないかのご意見でした。当協議会では農林水産大臣に対し協議会組織の盤石化に向けた施策の拡充を繰り返し要請しています。それは認定農業者協議会組織の充実が、地域の農業者が安心して営農でき、また次代を担う農業者を育成支援できる体制につながると考えているからです。その取り組みを通じて、認定農業者協議会組織の認知度が増加することで、ご要望いただいた協議会活動を通じた地域農業への貢献等が、加点要素として追加されることを要請していきます。なお、経営体育成支援事業の配分基準ポイントについては、営農類型による不公平感の解消に向け平成30年度から国において簡素化等の見直しが進められております。
6	若い農業経営者や就農希望者は資本力が乏しく、短期間で必要な資本設備を整えることは困難です。経営体育成支援事業等の国の補助事業採択に関するポイント取得は、作目による偏りがあり、志を持つ農業者の支援に、十分な採択基準とはなっていません。ついては、経営体育成支援事業等の機械や設備の整備に要する経費の補助の要件ポイントの見直しにより、補助率のアップや補助が受けやすい事業にしてください。	経営体育成支援事業等の国庫補助事業の配分基準ポイントについて、協議会活動等の地域貢献ポイントの新設や作目ごとでポイントに偏りがでないよう制度の見直しができないかのご意見でした。当協議会では農林水産大臣に対し協議会組織の盤石化に向けた施策の拡充を繰り返し要請しています。それは認定農業者協議会組織の充実が、地域の農業者が安心して営農でき、また次代を担う農業者を育成支援できる体制につながると考えているからです。その取り組みを通じて、認定農業者協議会組織の認知度が増加することで、ご要望いただいた協議会活動を通じた地域農業への貢献等が、加点要素として追加されることを要請していきます。なお、経営体育成支援事業の配分基準ポイントについては、営農類型による不公平感の解消に向け平成30年度から国において簡素化等の見直しが進められております。

7	地産地消など、地場野菜を広めて欲しい。	浜松市農業振興基本計画や浜松市食育推進計画において地産地消の推進を盛り込み、「旬のカレンダー」「直売所マップ」を作成・配付するなど、地場野菜等が広く認知され、消費を促進するよう取り組んでいます。県や国、農協や民間団体による地産地消促進活動への周知協力や支援も含め、官民が連携し地産地消の促進を進めてまいります。（市担当課より） なお、認定協（中央支部）としても、平成30年事業で直売所マップ作製を進めてまいります。
8	天竜区春野町で茶業経営を営んでいます。最近の中山間地の茶業情勢をみますと、これから先、茶業を続けて行けるか不安です。遅場所（山）のお茶は単価が安く、収量も少なく赤字状態です。地産地消とよく言われますが、お茶の静岡が消費をしないで、他県の人にお茶を飲んでくれと言うのはすじが違います。会議、学校等で以前のように急須でいれたお茶を飲む習慣、文化を復活できないでしょうか。	市の担当課を通じて、教育委員会の担当課に対し、そのような機会を設けるよう働きかけを行います。

以下は、農林水産省へ提案しました

No.	地域農業の課題や要望および政策提言	認定協からの回答
9	私は、JA とびあ浜松管内でセルリーを栽培している生産者です。セルリーで使用していた、シベレリン協和液剤の登録削除に伴い、再登録をお願いしました。しかし、登録が遅れていて、今後のセルリー栽培が懸念されます。JA とびあからも再登録を至急してほしいと要請していますが、全く進んでいないとの事なので、早急に再登録をお願いしたく、浜松市からも要請をお願いします。	他のご意見とあわせ農水省に提案しました。農水省の回答は別紙のNo.11 のとおりです。なお、4月23日(月)に農水省から進捗状況の報告があり、現在の残留基準値で使用できる方法の登録申請を準備中で、スムーズに進めば今夏8月頃には農薬を登録できる見込みとのことでした。
10	高齢化、労働力不足で浜松でも耕作放棄地がどんどん増えています。 これを、新たな担い手に活用してもらうには、各地に田畑を整備してくれる人と補助金が必要です。地域を考えることができること、行政機関に要望することで解決案があるとよいと思います。	他のご意見とあわせ農水省に提案しました。農水省の回答は別紙のNo.1 のとおりです。なお、今回の農水省への政策提言では、「農地集積への支援」として3項目を提案しましたので、それらの回答もご確認ください。
11	温暖化による高温、干ばつ傾向、さらに急激な気温低下による寒波で果皮障害など非常にみかんが栽培し難くなってきている。乾燥傾向対策には、今後もドリップ灌水整備に対する支援をお願いしたい。また、降雨時には、一時的な降雨量が増加する傾向にあり、園地廻りの石積みも崩壊するような場所も見られるようになった。特に沿岸は要対策。	他のご意見とあわせ農水省に提案しました。農水省の回答は別紙のNo.9 のとおりです。
12	農業の雇用について。私は、H24~26の3ヶ年、トライアル事業に参画しました。今、農業は高齢化で労力が不足しています。他方、引きこもるような若者がたくさんいるようです。社会への参加の一步として、農業の労働力の不足解消へとリンクできないでしょうか。10万円/月の支払いの半分を助成する形はどうでしょうか。農業は、企業と違って家庭的で家族のひとりとして受け入れることができそうです。こんな事をきっかけに社会に出られる一步になれば、幸いです。トライアル事業（改）を提案します。	今回の農水省への政策提言では、「新規就農者への支援」として全11項目中、4項目を提案しましたので、トライアル事業のご提案については、今回は見送らせていただきました。

13	<p>利用権設定について、常日頃感じているのは、これを結んでも、急な相続が発生すればすぐに返さなくてはならなくなりますし、農業は、まだまだ利益の薄い産業ですから、賃料につきましても、払う側は大変です。貸出人は、作ってもらっているという考えにはならないのでしょうか。もし、作り手がいなくなったら大変になるのですから、もう少し賃料を下げ、お互いにメリットが生れるような関係になると嬉しいです。</p>	<p>他のご意見とあわせ農水省に提案しました。農水省の回答は別紙のNo.3 のとおりです。</p>
14	<p>耕作放棄地は固定資産税を増税し、増分を放棄地対策に使用するような制度にできないか。荒すより貸す方が良くなれば、農地が流動化しやすくなるのではないか。</p>	<p>他のご意見とあわせ農水省に提案しました。農水省の回答は別紙のNo.2 のとおりです。</p>
15	<p>労力不足は深刻で、農作業の現場や加工所作業に障害となる可能性大です。シルバー人材ではなく、うごける人材バンクが必要かと。特に、家内でまかなっている小規模農家には死活問題です。</p>	<p>他のご意見とあわせ農水省に提案しました。農水省の回答は別紙のNo.10 のとおりです。</p>

農林水産省からの回答

No.	項目	要望および政策提言内容	農林水産省からの回答
1	農地集積への支援①	<p>浜松市は、都市近郊、小規模分散型の農地利用が多く、担い手への農地集積が遅々として進みません。つきましては、耕作放棄地の増加を未然に防ぐこととも併せ、農地中間管理機構をより身近で利便性の高い仕組みに改善して下さることを要望します。具体的には登録の斡旋だけではなく、相対で直接話を決めることができる仕組みが認められれば、農地の集積が進むのではないかと考えます。また住宅地に混在している農地や条件の悪い農地、小面積の農地も農地中間管理機構で管理できる制度の構築を要望します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理機構事業は、発足して4年目でまだ調整中の事業であり来年度に見直しを行う予定です。 今後の展望として、①手続の簡素化（利用権設定と同じ期間くらいにしたい）、②変更添付書類の省略化などを進めていきたいと考えています。 農地集積・集約には、地域で農地を誰に集約していくのかを話し合うことが重要と考えており、農地最適化推進委員などが中心となっていく予定です。
2	農地集積への支援②	<p>平成28年度から遊休農地への固定資産税の増税により農用地の耕作放棄地を抑制する制度がスタートしましたが、実際の適用事例は全国的にも少ないと聞いております。農地をより流動化させ、担い手へ集積するためにも農地集積を進める者には助成等のインセンティブを与え、逆に遊休農地や耕作放棄地を放置する者には、更なる課税強化等のペナルティをご検討いただくとともに、施策の周知にも力を入れて下さることを要望します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農地集積協力金や固定資産税の軽減措置（1/2）があり、農地中間管理機構が借りたもののうち3割程度は軽減措置の適用がありました。 課税の強化は、現状は更なる強化という段階ではなく現場への定着を進めていくことが重要と考えています。

3	農地集積への支援③	<p>農地の貸借制度として、現行では農地法3条の手続きと農業経営基盤強化促進法に基づく手続きの2種類がありますが、農地法3条の手続きでは、借り手が相対的に有利な立場となるため制度を活用する地主に限られます。また、利用権設定では期間満了で契約が切れてしまい、耕作中であっても相続などで再契約ができない等どちらも一長一短があります。担い手への農地の確保・集積を進め、将来に向けて安心して農業経営に携わることのできるように更なる制度の検討・構築を要望します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農地貸借の手法は様々あり一長一短だと思いますが、大きな理念は共通して「耕作者を守る」という方針になっております。 ・耕作者の権利の保護については、農地中間管理機構が一番対応できる組織だと考えておりますのでご活用ください。
4	新規就農者への支援①	<p>地域農業の将来を担っていく若手農業者への支援について、新規就農者だけではなく、それ以外の若手農業者・農業後継者に対しても更なる支援をしてくださるよう要望します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業次世代人材投資事業（旧：青年就農給付金）「経営開始型」を実施していますが、親元でも一定の条件で対象としております。 ・元々は新規参入の事業だったものをH26から拡充しており、現状の約5割は親元就農者が対象となっています。
5	新規就農者への支援②	<p>農業次世代人材投資事業の準備型では、農業後継者も利用できるようになっていますが「親元就農を目指す者については、研修終了後5年以内に経営を継承するか又は農業法人の共同経営者になること。」との要件は、既存農家においてはハードルが高いため、もう少し利用しやすくなるよう要件の緩和をお願いいたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業次世代人材投資事業「準備型」は、就農前の研修期間（最長2年間）に対する支援策です。就農後に経営基盤を継承される場合は対象外としていましたが、H26からは対象となり現状の約4割は農家後継者が対象となっています。 ・後継者は対象としなくてもいいのではという厳しい意見も出ていますが、当局としてはリスクを負う後継者は新規参入者と同等と考えており、今後も引き続き支援していきたいと考えています。
6	新規就農者への支援③	<p>農業次世代人材投資事業の準備型や、農の雇用事業等において十分な研修を受けるには、助成及び交付期間が2年間では短いので3年への延長を要望します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の助成期間については、農業大学校のカリキュラムが2年間であることと、新規就農者アンケート調査で2年と答えた方が4割であったためです。 ・期間については、意見をいただきながら再検討したいと考えております。 ・農の雇用については、2名以上（例：雇用1名＋子1名）いて他の従業員と同等の条件であれば親族でも対象となります。
7	新規就農者への支援④	<p>新規就農者の借家や賃貸住宅等の住居に対する助成制度の創設を要望します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業次世代人材投資事業の年間150万円は、生活費支援となっており東京都の最低賃金×1,600時間で設定させていただいているため、現状、それ以上の交付は難しい状況です。 ・農林水産省の補助事業としては、新規就農者用の宿泊ができる研修施設は補助対象から外れているため、住宅などを建設するなどの支援はできないのが現状です。 ・内閣府の地方創生推進交付金、国交省の空き家支援があるため、そちらの活用をご検討ください。

8	スーパーS資金の貸付枠の増額	<p>スーパーS資金は使い勝手の良い大変便利な資金ですが、貸付枠に既得権的な側面があります。枠を持っていない場合、スーパーS資金の申請は空きが出てこないと難しい状況です。民間金融機関でも低利の短期資金を融資しているところも確かにありますが、使い勝手の良さではスーパーS資金に優る資金はないため、より多くの人々が利用できるように貸付枠の増額を要望します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間が手を出せない長期資金は国が支援しているが、短期資金は金融政策上の問題で現状維持が手一杯というのが現状です。 ・ここ数年、165億円という貸付枠を維持していますが、全国からこの貸付枠を超える配分要望が挙がっているのが現状ですが、これ以上の貸付枠を確保することが困難である状況です。 ・農協等の低利資金による代替をご検討ください。
9	ドリップ灌水制御装置に対する支援	<p>温暖化による高温、干ばつ傾向、さらに急激な気温低下による果皮障害等、非常に果樹栽培が難しくなってきています。中でも乾燥に対する対策は急務になっております。ドリップ灌水整備導入に対する助成はあるのですが、灌水をコントロールするための制御装置（流水量制御やタイマー等）に対する助成事業がないため創設を要望します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産地パワーアップ事業（窓口：静岡県）や、果樹支援対策事業（窓口：静岡県農業信用基金協会）などの補助金を組合せることで利用できないのではないかと考えています。 ・灌水の自動化をすることにより、人件費削減できるというデータが出るとコスト低下の効果説明につながりますので、情報収集・分析をご検討ください。
10	労働力確保に対する支援	<p>農業現場では繁忙期と農閑期の作業量の変動が大きいので、パート等臨時雇用による労働力確保が不可欠ですが、近年は必要な人数が確保できない状況です。農業現場の実情に即した人材バンクが必要となっていますので、制度の構築を要望します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度から、新たに生産体制・技術確立支援事業を実施します。（平成29年度までは農業労働力最適活用支援総合対策事業） ・浜松市内でもH29事業としてみかんやキャベツで取り組みを行っています。 ・農協等と連携して労働力を確保・調整する仕組みづくりやアシストスーツ等のリースを行えるものとなっていますのでご検討ください。※平成30年度は3/5に募集終了
11	特定農薬の早期再登録について	<p>私は、JAとびあ浜松管内でセルリーを栽培している生産者ですが、セルリーで使用していた、ジベレリン協和液剤の登録削除に伴い、再登録をお願いしました。しかし、登録が遅れていて、今後のセルリー栽培が懸念されます。JAからも再登録を至急してほしいと要請していますが、全く進んでいないとの事なので、早急に再登録をお願いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・残留農薬基準を見直す中で、試験結果に基準を超える数値が出たため取り下げを行ったものです。 ・残留農薬基準の見直しは、食品安全委員会→厚生労働省の順で手続きを行っていますが、食品安全委員会から1月23日に答申されたところで、今しばらくかかる見込みです。 ・また、メーカー側が、現在審査中の使用法でなく使用料を抑えた使用方法を兼用していて、現在試験中と聞いています。 ・申請内容をお伝えすることはできませんが、審査の状況をお伝えすることはできます。

2 マダニに咬まれないよう注意しましょう！

今年の4月下旬、高知県室戸市において、マダニの媒介による感染症「日本紅班熱」により、80歳代の女性が死亡しました。

発熱や発疹などの症状を訴えて病院を受診しましたが、3日後に死亡されました。体には、マダニに咬まれた痕があったそうです。

重症熱性血小板減少症候群(SFTS)やライム病なども、マダニの媒介により人に感染します。

マダニの体長は3～8ミリ程度で、国内では50種類近くが確認されていて、森林や草地に生息し、長い口器を人間や動物に突き刺して血を吸います。

また、マダニに咬まれた時、無理に取り除こうとすると、口器の一部が皮膚に残って化膿したり体液が逆流したりする恐れがあるため、無理に取り除かず、早期に皮膚科などの医療機関を受診するのが安全です。

マダニは秋頃まで活動が盛んなことから、下記のような対策を取り、マダニに咬まれないようにすることが重要です。

- ・農作業時は、肌の露出を避ける服装（長袖、長ズボン）で、帽子や手袋も着用し、ズボンの裾を長靴の中に入れるなど、マダニが服の中にもぐりこまないようにする。
- ・農作業後は、体や衣服にマダニがついていないか確認するとともに、シャワー等により体をよく洗った後、新しい服に着替える。
- ・農作業時に着ていた服はすぐに洗濯し、日光に当てて乾燥させる。

3 農業者年金のおしらせ

農業者年金に少しでもご興味ございましたら、パンフレットなどをお送りします！
お宅へ説明にお伺いすることもできます！お気軽にお問い合わせください。

- メリット ●
 - ① 節税に大変有利！
⇒保険料が全額、所得税・市県民税の社会保険料控除の対象になります。
（例）年間24万円保険料を支払って、税率が15%の場合、3万6千円節税
 - ② 手数料が引かれない
⇒年金の運用や管理費用は、国が負担するため、手数料が引かれません。
 - ③ 保険料の補助制度がある
⇒40歳未満の認定農業者、後継者の方などに、補助制度があります。
 - ④ 農業者のための年金
⇒国民年金第1号被保険者で、60歳未満の農業者なら、誰でも加入できます。
⇒ただし、国民年金基金、みどり国民年金基金とは、重複加入できません。

■問い合わせ先■

浜松市 農業委員会事務局
中、東、西、南区
北区
浜北、天竜区

電話：053-457-2481
電話：053-523-3106
電話：053-585-1118